

[様式第1号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職氏名

### 年度 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第5条第1項に基づき、申請します。

記

#### 1 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名 称 年度 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金  
(2) 目 的 ひとり親家庭の親へ貸付事業を実施し、自立の促進を図る。  
(3) 内 容 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第2条のとおり

#### 2 補助事業等の実施期間

- (1) 開始予定年月日 年 月 日  
(2) 完了予定年月日 年 月 日

#### 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金総額 金 円  
(2) 内訳額 特別会計設定時 円  
上半期分 円  
下半期分 円  
(3) 算出の基礎 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱に基づく

#### 4 添付資料

- (1) 事業計画書 (別紙1-1)  
(2) 収支予算書 (別紙1-2)

[様式第1号関係]

(別紙1-1)

年度 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業計画書

事業計画

〔様式第1号関係〕

(別紙1-2)

年度 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金 収支予算書

【収入の部】

単位：円

		金額
補助金	特別会計設定時	
	上半期分	
	下半期分	
返還額・延滞料		
運用益		
前年度繰り入れ		
小計	(A)	

【支出の部】 上半期分

単位：円

		金額
貸付金		
(上記貸付金に対する貸付件数)		( )
事務費(人 件 費)		
事務費(物 件 費)		
事務費( )		
その他経費( )		
小計	(B)	

## 【支出の部】下半期分

単位：円

	金額
貸付金	
(上記貸付金に対する貸付件数)	( )
事務費(人 件 費)	
事務費(物 件 費)	
事務費( )	
その他経費( )	
小計 (C)	

単位：円

	金額
翌年度への繰越 (D)	

## 【収支合計 (A) - (B) - (C) - (D)】

単位：円

	金額
合計 (A) - (B) - (C) - (D)	

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長へ報告すること。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪市に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るべきこと。
- (9) 大阪市が適当と認める団体は、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付計画等を市長に報告するとともに、事業を廃止するまでの間接補助金の額の合計額を限度として市長が定める額を大阪市に返還すべきこと。

(10) 事業の実施に際して入手した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。

(11) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

### 3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

大 二 青 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

[様式第4号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職氏名

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金の交付決定について、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金第8条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

[様式第5号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職氏名

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1. 変更する内容及びその理由

[様式第6号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職氏名

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間) )

[様式第7号]

大阪市指令こ青第  
年 月 号  
日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

1 承認した内容

[様式第8号]

大阪市指令こ青第  
年 月 号  
日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

[様式第9号]

大阪市指令こ青第  
年 月 号  
日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

[様式第 10 号]

大阪市指令こ青第  
年 月  
号 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金  
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金について、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり取消し・変更します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

[様式第 11 号—その 1 ]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職氏名

## 年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の名称 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金

2 補助事業に対する特別会計

(1) 名称

(2) 設定期間

3 添付書類

(1) 特別会計の設定状況がわかる書類

[様式第 11 号—その 2 ]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職氏名

### 年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の名称 年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金

2 補助事業の実施期間

(1) 開始年月日 年 月 日

(2) 完了年月日 年 月 日

3 補助金の金額 金 円

4 添付書類

(1) 事業の実施状況がわかる書類

(2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類

[様式第 12 号]

大 こ 青 第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

[様式第 13 号]

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

〔様式第 14 号〕

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金返還命令書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号による大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金の取消しに伴い、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 返還命令額 金 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還方法 別添の納入通知書による

〔様式第 15 号-その 1〕

大阪市指令こ青第  
年 月 号  
日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金精算・戻入通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号による大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金の廃止に伴い、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 17 条第 4 項の規定により、次のとおり精算・戻入を通知します。

1 精算・戻入額 金 円

2 精算・戻入期日 年 月 日

3 精算・戻入方法 別添の納入通知書による

[様式第 15 号-その 2 ]

大阪市指令こ青第  
年 月 号

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金精算・戻入通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号による大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金の補助金額確定に伴い、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 16 条第 4 項の規定により、次のとおり精算・戻入を通知します。

1 精算・戻入額 金 円

2 精算・戻入期日 年 月 日

3 精算・戻入方法 別添の納入通知書による

[様式第 16 号]

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金額更正通知書兼返還命令書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により通知し、返還を命じます。

1 更正内容

更正前の額	更正後の額	差額
円	円	円

2 返還命令額 金 円

3 返還期日 年 月 日

4 返還方法 別添の納入通知書による

〔様式第 17 号〕

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金額変更通知書兼繰入命令書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金については、次のとおり補助金額を変更したので、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 18 条第 4 項の規定により通知し、繰入を命じます。

#### 1 修正内容

修正前の額	修正後の額	差額
円	円	円

2 繰入額 金 円

3 繰入期日 年 月 日

#### 4 添付書類

(1) 特別会計への繰入状況がわかる書類

[様式第 18 号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職氏名

## 年度 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

### 1 精算内容

受領額 (市費相当分) 金 円

支出額 (市費相当分) 金 円

差引剰余額 (市費相当分) 金 円

### 2 添付書類

(1) 収支決算書